

佐賀県告示第 152 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成 26 年 5 月 2 日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 (1) 廃止年月日 平成 25 年 3 月 31 日
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社団法人佐賀県看護協会
所在地 佐賀市久保田町大字徳万 1997 番地 1
- (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 佐賀県看護協会かんざき訪問看護ステーション
所在地 神埼郡吉野ヶ里町吉田 337 番地 2
サービスの種類 訪問看護
- 2 (1) 廃止年月日 平成 19 年 10 月 1 日
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 佐賀県医療生活協同組合
所在地 佐賀市神野東四丁目 10 番 5 号
- (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 医療生協ケアステーションからつ
所在地 唐津市二夕子一丁目 15 番 1 号
サービスの種類 居宅介護支援